

成田市肥料価格高騰対策緊急支援給付金 のご案内

世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、深刻化するウクライナ情勢の影響による肥料価格の高騰により、厳しい経営環境に置かれている市内農業者に対して、支援金を給付します。

給付対象者

- ① 成田市内に住所を有し、農業所得の確定申告を行っている個人もしくは、成田市内に「本店」を有し、農業を事業目的としている法人
- ② 今後も農業経営を継続の意思がある人
- ③ 農業関連法令に反する行為をしていない人
- ④ 暴力団等の反社会的勢力または、反社会的勢力と関係を有している者ではない人

交付金額

- ① 令和3年分所得税確定申告書の決算書などから令和4年分及び令和5年分の肥料費を推計し、令和4年からの肥料費の上昇分の1割を給付する。

$$\text{給付額} = \left(\text{令和3年肥料費} \times 1.115 \times 1.4 - \text{令和3年肥料費} \times 1.115 \right) \times 0.1$$

- ② 給付金の額は50万円を上限とする。
- ③ 給付金は1回限り交付するものとする。

申請に必要なもの

- ① 成田市肥料価格高騰対策緊急支援給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 「誓約・同意事項等」チェックシート（様式第2号）
- ③ 給付金算出シート（様式第3号）
- ④ 印鑑
- ⑤ 令和3年分所得税確定申告に係る収支内訳書（白色申告の場合）又は青色申告決算書、若しくは、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に終了した事業年度における決算書（税務署へ提出したこと及び肥料費の金額が確認できるもの）
- ⑥ 本人確認書類の写し又は履歴事項全部証明書
- ⑦ 給付金の振込先口座の通帳の写し

申込受付期間

令和5年1月4日（水）から

令和5年 **3月17日（金）** 必着

受付窓口（郵送先）

成田市経済部農政課
〒286-8585
千葉県成田市花崎町760番地

よくあるお問い合わせ

Q 申請手続きについて

A ご郵送または窓口に必要な書類を提出してください。

Q 給付金の算出の基礎となる肥料費とは？

A 個人の場合は、令和3年分所得税確定申告に係る収支内訳書（白色申告の場合）又は青色申告決算書の肥料費の欄に記載の金額になります。法人の場合は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に終了した事業年度における決算書に記載のある肥料費が該当します。

Q 令和4年に経営面積を拡大したので、令和3年よりも肥料費が増えているのですが？

A 令和3年に比べ、経営規模を拡大や縮小されている方もいるとは思いますが、給付金を迅速に支給するために統一して令和3年の肥料費を基に金額を算出させていただいております。

Q 給付金の算出の根拠は？

A 国の統計では令和3年から令和4年には肥料費が1.115倍に高騰しており、さらに最新の国の統計や、令和5年向けのJAの肥料の注文価格を参考にすると1.4倍程度に高騰しています。このため、令和3年の肥料費を基に令和4年と令和5年の肥料費を推計し、令和4年から令和5年にかけての肥料費を比較して高騰分の1割を支援します。

Q なぜ1割なのか？

A 国と県の肥料価格高騰対策事業で合計9割の支援を実施しているため、市では1割を支援します。

Q 国の肥料価格高騰対策事業の支援金を申請していますが、市の給付金も申請できますか？

A 国の支援金と異なる事業のため、申請することができます。但し、国の事業における春肥の支援金については、市の事業と支援期間が重複するため、給付金が調整される可能性があります。

Q 申請書はどこで手に入れますか？

A 成田市農政課、下総支所及び大栄支所の地域振興係、成田市農業センターにて配架しております。また、成田市のホームページからもダウンロードが可能です。

お問い合わせ先

◆成田市経済部農政課 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日・年末年始除く）

〒286-8585 千葉県成田市花崎町760番地

TEL 0476-20-1541 Fax 0476-24-2185

メールアドレス nosei@city.narita.chiba.jp

ホームページ https://www.city.narita.chiba.jp/anshin/page0138_00067.html

成田市肥料価格高騰対策緊急支援給付金

給付金の算出方法

令和3年の肥料費から令和5年と令和4年の肥料費を算出し、令和4年から令和5年にかけての肥料費の高騰分の1割を支援します。

$$\text{給付金} = \left[\text{令和5年の肥料費} - \text{令和4年の肥料費} \right] \times 0.1$$

注4

令和5年の肥料費から令和4年の肥料費を引いた額(高騰分)の1割を給付する。1,000円未満は切り捨て

$$\frac{\text{令和3年の肥料費} \times 1.115 \times 1.4}{\text{注1} \quad \text{注2} \quad \text{注3}}$$

令和3年の青色申告決算書などに記載の肥料費に1.115と1.4をかけた値。1円未満は切り捨て

$$\frac{\text{令和3年の肥料費} \times 1.115}{\text{注1} \quad \text{注2}}$$

令和3年の青色申告決算書などに記載の肥料費に1.115をかけた値。1円未満は切り捨て

給付金の例 令和3年の肥料費が500,000円の場合

$$(500,000円 \times 1.115 \times 1.4 - 500,000円 \times 1.115) \times 0.1 = (780,500円 - 557,500円) \times 0.1 = 22,000円$$

注1 令和3年の肥料費は、個人の場合は、令和3年分所得税確定申告に係る収支内訳書(白色申告の場合)又は青色申告決算書、法人の場合は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に終了した事業年度における決算書に記載のある肥料費

注2 1.115は、国の統計(農業物価指数)を参考にした令和3年から令和4年にかけての肥料費の高騰率

注3 1.4は、国の統計(農業物価指数)などを参考にした令和4年から令和5年にかけての肥料費の高騰率

注4 給付金の給付率。国と県が合計9割を支援することから市は1割を支援する。1,000円未満は切り捨て